

事務連絡
令和3年12月1日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

航空機内におけるB.1.1.529系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者に関する
宿泊施設への滞在について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、南アフリカ等で確認された新たな変異株であるB.1.1.529系統（オミクロン株）については、懸念される変異株に指定され、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されております。

このため、航空機内におけるB.1.1.529系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者に関する当面の間の取扱いについては、「B.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者の取扱いについて」

（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示ししたところですが、当該濃厚接触者については、当面の間、下記のとおり対応をお願いします。

貴職におかれましては、下記について、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

B.1.1.529系統（オミクロン株）であることが確定した患者と同一の航空機に搭乗していた場合は、その座席位置に関わらず、濃厚接触者として対応することとしています。

当該濃厚接触者に対しては、B.1.1.529系統（オミクロン株）について、感染・伝播性の高さが懸念されていることに鑑み、更なる科学的知見が得られるまでの間、疑似症患者として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項に基づく必要な協力として宿泊施設に滞在していただくことを求めていただくよう、お願いします。

当該者が宿泊施設に滞在する場合、その体制の確保に係る経費を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による新型コロナウイルス感染症対策事業の補助対象とすることが可能です。